平成２７年（フ）第９号
北海道芦別市北２条西２丁目６番地の２
債務者　金子　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
北海道帯広市西17条南６丁目１番地　若葉団地３号棟332
債務者　高橋美智江
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
新潟県新発田市本町３丁目３番１号
債務者　有本　牧雄
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１０２号
新潟県新発田市本町３丁目３番１号
債務者　有本ヒロ子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１４号
新潟県新発田市荒町甲2149番地１
債務者　川上　綾子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１号
新潟県阿賀野市寺社甲3913番地249
債務者　土居　誠一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４５号
愛知県江南市古知野町瑞穂96番地　メイツ江南204号
債務者　山田　春雄
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２号
長崎県諫早市多良見町化屋321番地14　犬塚アパート102号、前住所長崎県雲仙市愛野町乙828番地５
債務者　柴田　恭子（旧姓木寺）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
長崎県大村市木場１丁目934番地３
債務者　村田　　太
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４号
茨城県日立市大沼町３丁目28番13号
債務者　小林　孝敏
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１８号
仙台市青葉区小松島新堤15番10号
債務者　半澤　光男
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
秋田県男鹿市五里合神谷字向谷地122番地
債務者　杉本　正彦
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
茨城県水戸市元吉田町1153番地の７　サーパス元吉田501号
債務者　清宮　健一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
茨城県ひたちなか市大字稲田1114番地25　ユリウスＢ棟102号
債務者　高橋　直己
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
茨城県常陸太田市山下町4163番地　ハウスザパークＡ－７号
債務者　沼田　祐子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
群馬県桐生市相生町２丁目963番地の59
債務者　坂田　　実
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１２２号
千葉県君津市岩出154番地２
債務者　松崎　晴雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部